

**川崎市公告第1507号**

(仮称) 鈴木町駅前南地区開発計画に係る条例環境影響評価書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第26条の規定に基づく条例環境影響評価書の提出がありましたので、同条例第27条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第32条で定める事項について次のとおり公告します。

令和7年11月19日

川崎市長 福田 紀彦

## 条例環境影響評価書について

### 1 指定開発行為者

名 称： 日鉄興和不動産株式会社  
代表者： 代表取締役社長 三輪 正浩  
所在地： 東京都港区赤坂一丁目 8 番 1 号

### 2 指定開発行為の名称及び種類

#### (1) 名称

(仮称) 鈴木町駅前南地区開発計画

#### (2) 種類

高層建築物の新設（第2種行為）

住宅団地の新設（第2種行為）

大規模建築物の新設（第2種行為）

### 3 指定開発行為を実施する区域

川崎区港町 1 2 - 1

### 4 指定開発行為の目的及び内容

#### (1) 目的

住宅及び商業施設の新設

#### (2) 内容

計画地面積：約 26,450 m<sup>2</sup> うち、約 8,320 m<sup>2</sup> (住宅)、約 8,620 m<sup>2</sup> (商業)

建築物の最高高さ：約 90m (住宅)

延べ面積：約 61,870 m<sup>2</sup> (住宅)、約 7,070 m<sup>2</sup> (商業)

### 5 指定開発行為の施行期間

2025年12月から2030年9月まで

### 6 条例環境影響評価書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第3章 環境影響評価項目の選定等

第4章 環境影響評価

第5章 環境保全のための措置

第6章 環境配慮項目に関する措置

第7章 環境影響の総合評価

第8章 事後調査計画

第9章 関係地域の範囲

第10章 条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

第11章 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

第12章 その他

資料編

## 7 条例環境影響評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

### (1) 期間

令和7年11月19日（水）から令和7年12月18日（木）まで

### (2) 場所及び時間

川崎区役所2階、大師支所仮庁舎2階、田島支所仮庁舎2階、環境局環境評価課  
(市役所本庁舎20階窓口⑥)

午前8時30分から午後5時まで（環境局環境評価課は午後5時15分まで）。

土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、川崎区役所は第2・4土曜日の午前8時30分から午後0時30分までは行います。

※縦覧開始日（11月19日）は、午前10時から縦覧を行います。